

定期検査作業における作業員の管理線量値超過について

平成18年8月2日

発生号機	3号機(定期検査中) 沸騰水型、定格電気出力110万キロワット
発生年月日	平成18年8月1日
発生時の状況	<p>午後11時30分頃、圧力抑制プール(1)内面除染作業に従事していた協力会社作業員1名に社内基準に定める1日の管理線量値(2)(1ミリシーベルト)を超える1.20ミリシーベルト(当日の積算線量)の被ばくがありました。</p> <p>この被ばく量は法令に定める放射線業務従事者の線量限度以下であり、身体に影響を与えるものではありません。</p> <p>また、作業員に内部被ばくや皮膚の汚染はありませんでした。</p> <p>なお、本事象については、当該作業員の元請け会社より、本日午前8時40分に労働基準監督署に連絡しました。</p>
原因	<p>下記の理由により発生したと推定されます。</p> <ul style="list-style-type: none">・当該作業員の警報付個人線量計(3)の警報が発報したものの、同じ現場で作業をしていた別の作業員の線量計が同じタイミングで警報を発報した。・自分の線量計の警報が発報したことに気付かなかった。・その結果、当該作業員は、管理線量値を超過した。
対策	同じチームで作業を実施している作業員のうち、1人でも警報が発報した場合は、その時点で全員が作業を中断し、低線量率エリアへ退却するよう、協力会社作業員に周知徹底し、再発防止に努めてまいります。
お知らせ基準	運転情報 表1-5」に該当します。

- 1 圧力抑制プールとは、原子炉格納容器下部に位置し非常用炉心冷却系の水源を貯蔵(約3800 m³)する設備。
- 2 社内基準に定める1日の管理目標値とは、法令上、放射線業務従事者の線量限度(50ミリシーベルト/年、100ミリシーベルト/5年)が定められているが、きめ細かい放射線管理を行うため、社内基準として管理線量値を定めている。
- 3 警報付個人線量計とは、放射線管理区域に入域する際に着用し、管理区域内における個人の放射線被ばく線量を測定するもので、予め警報設定値をセットしておき、設定値に達すると警報を発報する機能を持っている。

以上